

1 公共用水域等における農薬の環境基準等について

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路(下水道を除く)(水質汚濁防止法第2条)
(+地下水 ⇒ 公共用水域等)

環境基準(水質に関して)

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準(環境基本法第16条)

農薬は、

- ・ 人の健康保護の観点から基準値を設定
- ・ 主に**飲料水経由**の影響に加え、水質汚濁に由来する**食品経由**の影響も考慮
- ・ 長期間の摂取を想定し、十分安全性に配慮されている

3

公共用水域等における農薬の環境基準等の設定状況

(いずれも**人の健康を保護する**観点から設定)

環境基準

人の健康を保護する上で、維持されることが望ましい基準

基準値
4農薬

要監視項目

公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質

指針値
11農薬
(指針値未設定
(安全性評価中)
1農薬)

水質評価指針

空中散布農薬等一時に広範囲に使用されるもの(基準値等が定められていないもの)
指針値は、水道利用に配慮した公共用水域の水質の汚濁の状況を評価する際の目安となる

指針値
27農薬

公共用水域等における農薬の環境基準等の設定状況

環境基準

基準値 4農薬について設定

今日のポイント

1、3-ジクロロプロペン	殺虫剤	0.002	mg/l
チウラム <small>又はチラム</small>	殺菌剤	0.006	mg/l
シマジン <small>又はCAT</small>	除草剤	0.003	mg/l
チオベンカルブ	除草剤	0.02	mg/l

5

公共用水域等における農薬の環境基準等の設定状況

要監視項目

指針値 11農薬について設定

イソキサチオン	殺虫剤	0.008	mg/l
ダイアジノン	殺虫剤	0.005	mg/l
フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤	0.003	mg/l
イソプロチオラン	殺菌剤	0.04	mg/l
オキシ銅(有機銅)	殺菌剤	0.04	mg/l
クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	0.05	mg/l
プロピザミド	除草剤	0.008	mg/l
EPN	殺虫剤	0.006	mg/l
ジクロルボス(DDVP)	殺虫剤	0.008	mg/l
フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤	0.03	mg/l
イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	0.008	mg/l
クロルニトロフェン(CNP)	除草剤	—	mg/l

未設定
(安全評価中)

公共用水域等における農薬の環境基準等の設定状況

水質評価指針

指針値 27農薬について設定

※値の単位は、全てmg/l

イプロジオン	殺菌剤	0.3	ブタミホス	除草剤	0.004
イミダクロプリド	殺虫剤	0.2	ブプロフェジン	殺虫剤	0.01
エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08	ブレチラクロール	除草剤	0.04
エスプロカルブ	除草剤	0.01	プロベナゾール	殺菌剤	0.05
エディフェンホス(EDDP)	殺菌剤	0.006	プロモブチド	除草剤	0.04
カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.05	フルトラニル	殺菌剤	0.2
クロルピリホス	殺虫剤	0.03	ベンシクロン	殺菌剤	0.04
ジクロフェンチオン(ECP)	殺虫剤	0.006	ベンスリド(SAP)	除草剤	0.1
シメトリン	除草剤	0.06	ペンディメタリン	除草剤	0.1
トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.01
トリクロロホン(DEP)	殺虫剤	0.03	メフェナセット	除草剤	0.009
トリシクラゾール	殺菌剤	0.1	メブロニル	殺菌剤	0.1
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	モリネート	除草剤	0.005
フサライド	殺菌剤	0.1			

公共用水域における水質調査結果 (令和3年度)

環境基準 (4農薬)

14地点で調査。いずれも基準値を満足。

要監視項目 (12農薬)

78地点で調査。いずれも指針値を満足。

水質評価指針 (27農薬)

81地点で調査。いずれも指針値を満足。

2 ゴルフ場における農薬安全使用対策について

広島県では、ゴルフ場で使用される

農薬等による環境汚染を未然に防止するため・・・

★ 農薬の安全かつ適正な使用・管理

「ゴルフ場における農薬安全使用対策実施要領」

★ 自主的な水質検査及びその報告

「広島県ゴルフ場水質自主検査指針」

を、ゴルフ場事業者の方へお願いしております。

9

自主的な水質検査について

～「広島県ゴルフ場水質自主検査指針」～

R2.4.1改正
水産動植物から陸域を含む生活環境動植物に拡大

- ◎ **検査項目** 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指針」において、排水中の指針値が定められている農薬※のうち、使用実態のあるもの
（※ 詳細は参考資料集をご覧ください）
水産指針値
生態系保全の観点から設定
- ◎ **検査時期** 検査対象とする農薬の使用量が多い時期
（排水中の農薬濃度が高いと見込まれる日）
- ◎ **検査回数** 年1回以上
- ◎ **検査場所** 原則として主たる排水口
または、場内の調整池、排水路などゴルフ場からの農薬の流出実態が的確に把握できる場所
- ◎ **検査結果の確認等** 自主検査結果が指針値を超過していないことを確認し、超過している場合は応急措置を講じるとともに自主検査結果及び応急措置の内容を県環境保全課へ報告する。

10

県内ゴルフ場水質自主測定結果 (平成29年度分から広島市を含む)

年度	ゴルフ場数	自主検査未報告 ゴルフ場数	延測定項目数	指針値を 超過した検体数	農薬の検出 検体数
平成28年度	41	3	525	0	45
平成29年度	48	4	567	1	57
平成30年度	48	6	560	0	51
令和元年度	48	6	575	0	44
令和2年度	47	4	606	0	58
令和3年度	47	5	627	1	79

今年度も、秋頃に、自主検査をお願いする文書をお送りさせていただく予定です。
引き続き、御協力をお願いします。

3 広島県における水質汚染事故発生状況等について

水質汚染事故

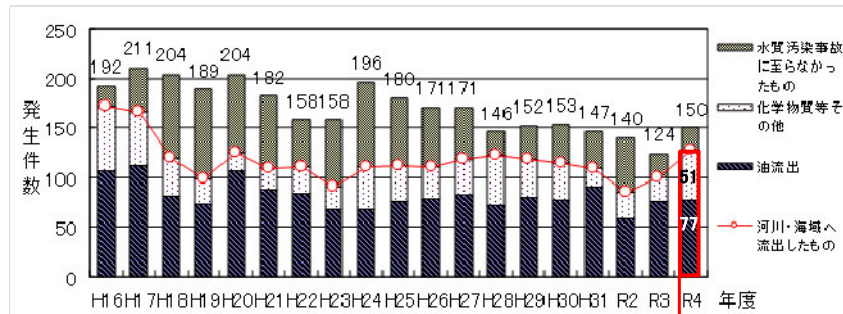
油、有害物質等により、河川、湖沼、海域等の
公共用水域が汚染される事故のこと

事故が発生すると・・・

- 水道用水や農業用水などの取水の停止
- 魚などの生物の死滅
- 汚染の復旧に、多大な時間・労力・費用が
必要となる場合も

生活、農業、漁業などに
大きな被害が発生するおそれ

県内の水質汚染事故発生件数



河川・海域へ流出した件数 128件

16

油・薬品・廃液等の流出事故が起きた場合は

- ①直ちに、場外への流出防止措置や河川などへの拡散防止措置を行う
- ②速やかに、関係機関へ連絡する



【連絡先】

管轄の県厚生環境事務所・支所、市町、消防など

【通報内容】

- ・原因者または発見者の氏名・連絡先(TEL)
- ・流出場所
- ・流出物名、流出量
- ・流出発見時間

水質汚濁防止法では、工場・事業場の施設の破損等の事故により油、有害物質、指定物質※等が海や川などの公共用水域に排出され、生活環境等に被害を生ずるおそれがある場合、応急措置を実施し、地方自治体へ届け出るよう規定しています。

※指定物質:次亜塩素酸ナトリウム、水酸化ナトリウムなど

17

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(1/12ページ)

(注)・令和5年3月9日現在(指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれ極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		農薬名	水濁指針値 (mg/l)	水産指針値 (mg/l)	備考 ○：水産指針値よりも低い農薬
1	1, 3-ジクロロプロペン又はD-D		0.5	0.56	
2	1-ナフトレン酢酸ナトリウム		3.9	96	
3	2, 4-Dイソプロピルアミン塩又は 2, 4-PAイソプロピルアミン塩、2, 4-Dジメチルアミン塩又は 2, 4-PAジメチルアミン塩及び2, 4-Dナトリウム塩一水化物又は 2, 4-PAナトリウム塩一水化物		0.26	98	
4	2, 4-Dエチル又は、2, 4-PAエチル		0.26	1.1	
5	DBEDC		未審議	0.24	水産指針値のみ
6	DCIP		未審議	31	水産指針値のみ
7	d-リモネン		設定不要	0.7	水産指針値のみ
8	EPN		0.037	0.0005	○
9	MCPAイソプロピルアミン塩、 MCPAエチル及び MCPAナトリウム塩		0.051	61	
10	MCPEエチル		0.31	0.19	○
11	アイオキシニルオクタノール又はアイオキシニル		未審議	0.011	水産指針値のみ
12	アクリナトリン		0.42	0.00052	○
13	アクリナゼル		1	0.027	○
14	アジベンゾラルS-メチル		2	2.2	○
15	アジメスルフロ		2.5	0.73	○
16	アジュラムナトリウム塩又はアジュラム		10	90	
17	アセキシル		0.58	0.0039	○
18	アセタズプリド		1.8	0.025	○
19	アセフェート		0.063	55	○
20	アゾキシストロビン		4.7	0.28	○
21	アトラジン		未審議	1.5	水産指針値のみ
22	アバメクチン		0.015	0.00037	○
23	アブドピロベン		2.1	8	
24	アミカルバゾン		0.42	1.8	
25	アミスルプロム		2	0.036	○
26	アミトラズ		0.066	0.26	
27	アモクトラジン		71	0.064	○
28	アラクロール		0.2	0.047	○
29	アネカカルブ		未審議	0.018	水産指針値のみ
30	アノバム		0.047	0.89	
31	イノフロ		0.45	1.4	
32	イノキサチオン		0.05	0.0002	○
33	イノキサベン		1.3	1.3	
34	イノチアニル		0.74	0.97	
35	イノピラザム		1.4	0.009	○
36	イソフェタミド		1.4	4.7	
37	イソプロカルブ又はMIPC		0.1	0.024	○
38	イソプロチオラン		2.6	9.2	
39	イソフェンカルバゾン		0.026	0.21	

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(2/12ページ)

(注)・令和5年3月9日現在(指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれ極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		農薬名	水濁指針値 (mg/l)	水産指針値 (mg/l)	備考 ○：水産指針値よりも低い農薬
40	イブフルフェノキ		1.2	2.5	
41	イブロジオン		3	1.8	○
42	イブロベンホス又はIBP		0.93	2.7	
43	イマザキ		未審議	96	水産指針値のみ
44	イマザピルイソプロピルアミン塩又は イマザピル		74	41	○
45	イマザモックスアズモニウム塩		未審議	99	水産指針値のみ
46	イマゾスルフロ		未審議	6.9	水産指針値のみ
47	イミシアホス		0.01	0.52	
48	イミダクロプリド		1.5	0.019	○
49	イミノクタン酢酸塩及び イミノクタンアルベシル酸塩		0.061	0.027	○
50	イベンコナゾール		0.26	0.18	○
51	インダゾラム		0.5	0.71	
52	インダノファン		0.093	0.029	○
53	インドキサカルブMP及び インドキサカルブ		0.13	0.6	
54	インピルフルキサム		1	0.15	○
55	ウニコナゾールP		0.42	5.6	
56	エスプロカルブ		0.2	0.15	○
57	エタボキサム		1	0.35	○
58	エチロゼート		4.5	4.6	
59	エチプロール		0.1	0.19	
60	エテホ		未審議	71	水産指針値のみ
61	エトキサノール		1	0.015	○
62	エトキシスルフロ		1.4	3	
63	エトフェンプロックス		0.82	0.0067	○
64	エトフェレート		7.9	27	
65	エトベンザニド		1.1	0.78	○
66	エマクチン安息香酸塩		未審議	0.00096	水産指針値のみ
67	エンタールニカリウム塩及び エンタールニナトリウム塩		0.23	18	
68	オキサジアゾン		0.095	0.35	
69	オキサジアルギル		0.2	0.073	○
70	オキサジクロメホ		0.24	8.3	
71	オキサゾスルフィル		1	0.036	○
72	オキサチアピプロリン		90	0.65	○
73	オキサミル		未審議	0.32	水産指針値のみ
74	オキシトラサイクリン		0.7	0.84	
75	オキシ銅又は有機銅		0.2	0.018	○
76	オキスボコナゾールフマル酸塩		0.79	2.5	
77	オキシリニック酸		0.55	4.5	
78	オリサストロビン		1.3	1.2	○

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(3/12ページ)

(注)・令和5年3月9日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/l)	水産指針値 (mg/l)	備考 ○：水産指針値よりも低い農薬
79	オリザリン	1	0.75	○
80	オレイン酸ナトリウム	未審議	23	水産指針値のみ
81	カスガマイシン一塩酸塩又はカスガマイシン	2.5	66	
82	カズサホス	0.0066	0.0025	○
83	カルブエンチウロン	0.07	0.02	○
84	カルバタップ	未審議	0.16	水産指針値のみ
85	カルバリル又はNAC	0.19	0.016	○
86	カルブエントラゾンエチル	0.7	0.13	○
87	カルブチレート	0.34	1.2	
88	カルプロパミド	0.37	3.7	
89	カルボスルフアン	未審議	0.0004	水産指針値のみ
90	キザロホップエチル	0.2	0.29	
91	キクダミン又はACN	0.055	0.063	
92	キメチオナート又はキキサリン系	0.17	0.015	○
93	キャブタン	2	0.026	○
94	クミルロン	0.2	0.9	
95	グリホサートアトモンモウム塩、グリホサートイソプロピルアミン塩、グリホサートカリウム塩及びグリホサートナトリウム塩	26.6	62	
96	グルホシネート及びグルホシネートPナトリウム塩	0.24	100	
97	クレンキシムメチル	9.5	0.16	○
98	クレトジム	0.2	24	
99	クロチアニジン	2.5	0.028	○
100	クロアエンアジン	0.45	0.018	○
101	クロマブエンジド	7.1	0.97	○
102	クロメフロップ	0.16	0.36	
103	クロラントラニプロール	6.9	0.029	○
104	クロリダニン又はPAC	未審議	21	水産指針値のみ
105	クロリロンエチル	2	0.037	○
106	クロルターニルジメチル	0.2	0.35	
107	クロルチアミド又はDCBN	0.53	41	
108	ジブフェンチウロン	未審議	0.00053	水産指針値のみ
109	クロルピクリン	0.02	0.00078	○
110	クロルピリホス	0.02	0.00046	○
111	クロルブエナピル	0.69	0.007	○
112	クロルブタリム	0.069	0.15	
113	クロルフルアズロン	0.87	0.00029	○
114	クロルプロアフェン又はIPC	1	3.7	
115	クロルメコートクロロリド又はクロルメコート	1	32	
116	クロロクロニル又はTPN	0.47	0.08	○

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(4/12ページ)

(注)・令和5年3月9日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/l)	水産指針値 (mg/l)	備考 ○：水産指針値よりも低い農薬
117	シアゾフナミド	4.5	0.088	○
118	シアナジン	0.014	0.29	
119	シアナミド及びカルシウムシアナミド又は右取農薬	未審議	6.7	水産指針値のみ
120	シアノホス又はCYAP	0.026	0.097	
121	ジブフェンチウロン	未審議	0.00053	水産指針値のみ
122	シアントラニプロール	0.25	0.018	○
123	シアン酸ナトリウム	未審議	21	水産指針値のみ
124	ジウロン又はDCMU	未審議	0.25	水産指針値のみ
125	ジエトフェンカルブ	11	9.8	○
126	シエノピラフェン	1	0.0029	○
127	ジカンバ又はMDBA、ジカンバジメチルアミン塩又はMDBAジメチルアミン塩及びジカンバカリウム塩又はMDBAカリウム塩	9.3	88	
128	シクラニプロール	0.31	0.077	○
129	ジクロシメット	0.13	8.6	
130	シクロスルファミロン	0.8	0.035	○
131	シクロピリモレート	1.6	6.9	
132	シクロプロトリン	2.2	0.26	○
133	ジクロベニル又はDBN	0.2	1.5	
134	ジクロベンチアゾクス	1.3	0.11	○
135	ジクロプロロップトリエタノールアミン塩	0.95	180	
136	ジクワットプロロミド又はジクワット	0.15	0.13	○
137	ジスルホトロン又はエチルチオオメチン	未審議	0.032	水産指針値のみ
138	ジチアノン	0.2	0.059	○
139	ジチオピル	0.095	0.56	
140	ジブテアラ	5.8	0.12	○
141	シハロトリン	未審議	0.000081	水産指針値のみ
142	シハロホップアブチル	未審議	0.33	水産指針値のみ
143	ジブフェノコナゾール	0.25	0.75	
144	ジフルトリン	0.61	0.000061	○
145	ジフルフェナミド	1	1	
146	ジフルフェニカン	6.1	0.0064	○
147	ジフルベンズロン	0.5	0.0043	○
148	ジフルメトフェン	2.4	0.063	○
149	ジフルメトリム	0.037	0.035	○
150	ジブコナゾール	0.3	20	
151	ジブロジニル	0.71	0.027	○
152	シペルメリン	0.58	未審議	水産指針値のみ
153	ジベレリン	2.9	94	
154	シマジン又はCAT	0.03	1.7	
155	シメコナゾール	0.22	14	

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(5/12ページ)

(注)・令和5年3月9日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終参照参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/l)		水産指針値 (mg/l)	備考
農薬名	農薬名	(mg/l)	(mg/l)		○：水産指針値よりも低い農薬
156	ジメタトリン	0.25	0.12		
157	ジメテナミド及びジメテナミドP	1	0.29		○
158	ジメトエート	未審議	2		水産指針値のみ
159	ジメトモルブ	2.9	6.7		
160	シメトリン	未審議	0.062		水産指針値のみ
161	シモキサニル	0.34	5.6		
162	シラフルオフェン	2.9	0.00067		○
163	シラム	未審議	0.0096		水産指針値のみ
164	シロマジン	0.47	97		
165	ストレプトマイシン硫酸塩又はストレプトマイシン	未審議	4.1		水産指針値のみ
166	スピネトラム	0.63	0.00023		○
167	スピノサド	0.63	0.032		○
168	スピロクワロフェン	0.34	1		
169	スピロクワトラマト	3.1	2.4		○
170	スピロメシフェン	0.58	0.092		○
171	スルホキサフロル	1.1	0.3		○
172	セトキシジム	2.3	72		
173	ソルピダン 脂肪酸エステル	未審議	0.14		水産指針値のみ
174	ターバシル	未審議	0.6		水産指針値のみ
175	ダイアジン	0.02	0.00077		○
176	ダイアフェン系	未審議	1.7		水産指針値のみ
177	ダイムロン	7.9	0.42		○
178	タウフルバリネート又はフルバリネート	0.1	0.0018		○
179	ダゾメクト	0.1	6.1		
180	チアクロプロリド	0.31	0.036		○
181	チアジニル	1	1.6		
182	チアメトキサム	0.47	0.035		○
183	チウラム又はチラム	0.2	0.1		○
184	チエンカルババジンメチル	29	10.4		○
185	チオジカルブ	0.8	0.027		○
186	チオシクラムシムエウ酸塩又はチオシクラム	未審議	0.019		水産指針値のみ
187	チオファネートメチル	3	1		○
188	チオベンカルブ又はベンチオカローブ	0.2	0.26		
189	チフェンスルフロメチル	0.25	64		
190	チフルザミド	0.37	1.4		
191	デシアルコール	設定不要	1.4		水産指針値のみ
192	デスマデアリアム	0.85	0.34		○
193	デトコナゾール	0.1	2.8		
194	デトラジホシ	0.34	0.06		○
195	デトラニリプロール	23	0.17		○
196	デニルクロール	未審議	0.17		水産指針値のみ
197	デブコナゾール	0.77	2.6		

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(6/12ページ)

(注)・令和5年3月9日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終参照参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/l)		水産指針値 (mg/l)	備考
農薬名	農薬名	(mg/l)	(mg/l)		○：水産指針値よりも低い農薬
198	テブチアロン	未審議	1		水産指針値のみ
199	テブチアゾド	0.42	0.83		
200	テブチアピラド	0.21	0.018		○
201	テブチアロキソ	1	0.76		○
202	テブチアロキソジム	1	95		
203	テブチアトリオン	0.02	53		
204	テブチアトリオン	未審議	0.000064		水産指針値のみ
205	テブチアベンズロン	0.26	0.0037		○
206	トブチアメノン	0.07	95		
207	トラロメトリン	0.19	0.000063		○
208	トリアジブラム	0.23	2.5		
209	トリアファモン	0.5	35		
210	トリクロピリトリエチルアミンモニウム	0.06	86		
211	トリクロピリトリエチルアミンモニウム	0.06	0.9		
212	トリクロピリトリエチルアミンモニウム	0.05	0.0011		○
213	トリシクラゾール	1	21		
214	トリチコナゾール	1	7.5		
215	トリネキササバジクエチル	0.15	57		
216	トリフルミゾール	0.39	0.86		
217	トリフルメタピリム	0.85	2.5		
218	トリフルラリン	0.63	0.24		○
219	トリフロキシストロビン	1	0.015		○
220	トリフロキシストロビンナトリウム塩	未審議	0.28		水産指針値のみ
221	トリホシ	0.61	9.1		
222	トルクロホスメチル	1.7	0.93		○
223	トルピラレート	0.0085	22		
224	トルフェンピラド	0.14	0.00099		○
225	トルプロカルブ	5.3	18		
226	ナブプロハミド	0.3	6.8		
227	ニコスルプロン	未審議	98		水産指針値のみ
228	ニテンピラム	14	0.11		○
229	ノバルロン	0.29	0.00017		○
230	ノバルプロラゾール	0.53	25		
231	オキサメチルピリン抽出たんばく質	未審議	20		水産指針値のみ
232	パラコートジクロロリド又はパラコート	未審議	2.4		水産指針値のみ
233	パリダマイシンA又はパリダマイシン	9.5	100		
234	ハロスルフロメチル	2.6	0.05		○
235	ピカルブトラゾクス	0.61	0.34		○
236	ピコキシストロビン	1.2	0.022		○
237	ピジフルメトフェン	2.6	0.33		○
238	ピスピリバジクナトリウム塩	未審議	12		水産指針値のみ
239	ピフェナゼート	0.26	0.46		
240	ピフェントリン	0.26	0.000058		○

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(7/12ページ)

(注)・令和5年3月9日現在(指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		農薬名	水濁指針値 (mg/l)	水産指針値 (mg/l)	備考 ○：水産指針値よりも低い農薬
241		ピフルプロミド	0.19	0.16	○
242		ヒメキサゾール又は ヒドロキシキノキサゾール	1	28	
243		ピメトロジン	0.34	93	
244		ピラクrostロビン	0.9	0.006	○
245		ピラクロニル	0.11	0.038	○
246		ピラジフルミド	0.55	1.6	
247		ピラゾキシフェン	未審議	0.89	水産指針値のみ
248		ピラゾスルフロンエチル	0.2	0.0087	○
249		ピラゾリネート又はピラゾレート	未審議	0.53	水産指針値のみ
250		ピラフルフェンエチル	4.5	0.0082	○
251		ピリオフェン	2.4	1.3	○
252		ピリダクロメチル	未審議	0.5	水産指針値のみ
253		ピリダベン	0.1	0.00051	○
254		ピリダリル	0.74	0.0038	○
255		ピリフタリド	0.14	0.33	○
256		ピリブチカルブ	0.23	0.1	○
257		ピリフルキナゾン	0.1	0.0027	○
258		ピリプロキシフェン	2.6	0.075	○
259		ピリベンカルブ	1	0.6	○
260		ピリジフェン	0.039	0.0021	○
261		ピリミスルファン	9.3	0.2	○
262		ピリミノバクメチル	0.5	59	
263		ピリホスメチル	未審議	0.00031	水産指針値のみ
264		ピレトリン	未審議	0.014	水産指針値のみ
265		ピロキサスルホン	0.5	0.0074	○
266		ピロキロン	0.5	33	
267		ピアモキサド	0.15	0.012	○
268		パイロニル	0.005	0.00024	○
269		フェナリモル	0.1	6	
270		フェニトロチオン又はMEP	0.13	0.014	○
271		フェノキサスルホン	4.5	0.0093	○
272		フェノキサニル	0.18	6	
273		フェノチオカルブ	0.39	0.09	○
274		フェノプロカルブ又はBPMMC	0.34	0.019	○
275		フェリムジン	0.5	6.2	
276		フェンアミド	0.74	0.073	○
277		フェンキトリン	0.042	13	
278		フェンチオン又はMPP	未審議	0.00087	水産指針値のみ
279		フェントエート又はPAP	0.077	0.00077	○
280		フェントラザミド	0.13	0.06	○
281		フェンバレレート	未審議	0.00042	水産指針値のみ
282		フェンピラザミド	3.1	5.5	

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(8/12ページ)

(注)・令和5年3月9日現在(指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		農薬名	水濁指針値 (mg/l)	水産指針値 (mg/l)	備考 ○：水産指針値よりも低い農薬
283		フェンピロキシメート	0.25	0.0032	○
284		フェンピコナゾール	0.79	2.2	
285		フェンプロバトリン	0.71	0.015	○
286		フェンハキサミド	4.5	1.2	○
287		フェンメディファム	1.2	0.029	○
288		フサライド	未審議	0.87	水産指針値のみ
289		フタクロール	0.26	0.031	○
290		フタミホス	0.2	0.62	
291		フトリアリン	0.26	0.11	○
292		フブプロフェジン	0.23	0.8	
293		フアザスルプロン	0.34	0.17	○
294		フラステル	0.1	1.4	
295		フルアグリピリム	1.5	0.17	○
296		フルアジナム	0.2	0.093	○
297		フルアジホップブチル又は フルアジホップ及び フルアジホップPブチル又は フルアジホップ ※「フルアジホップブチル(又はフルアジホップ、以下同様)及びフル アジホップブチル(又はフルアジホップP、以下同様)」に関しては、 水濁基準値は「フルアジホップブチル」のみ設定されているが、フル アジホップブチルは2016年10月28日に国内の農薬登録が失効してい る。	0.11	0.82	
298		フルエンズルホン	0.37	0.43	
299		フルオキサストロビン	0.39	0.47	
300		フルオピコリド	2.1	1.3	○
301		フルオピラム	0.31	6.5	
302		フルオルイミド	2.4	3.2	
303		フルキサピロキサド	0.55	0.29	○
304		フルキサメタミド	0.22	0.039	○
305		フルジオキノニル	8.7	0.77	○
306		フルシトリン	未審議	0.000055	水産指針値のみ
307		フルスルファアミド	未審議	0.29	水産指針値のみ
308		フルセトスルプロン	1	79	
309		フルチアセトメチル	0.02	0.075	
310		フルチアニル	63	0.85	○
311		フルトラニル	2.3	3.1	
312		フルピラジロン	0.82	0.061	○
313		フルピリミン	0.29	0.099	○
314		フルフェナセト	0.29	1.3	
315		フルフェノクシロン	0.98	0.00017	○
316		フルプロパネートナトリウム塩又は テラピオン	0.1	35	
317		フルベンジアミド	0.45	0.058	○
318		フルボキサム	0.21	2.3	

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(9/12ページ)

(注)・令和5年3月9日現在(指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準値設定手続中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/l)	水産指針値 (mg/l)	備考 ○：水産指針値よりも低い農薬
319	フルミオキサジン	0.47	0.0055	○
320	フルグリミドール	0.39	11	
321	フレチラクローール	0.47	0.029	○
322	プロクロラズ	1	3.1	
323	プロジアミン	1.7	0.0046	○
324	プロシミド	0.93	4.2	
325	プロスルホカルブ	0.5	0.49	○
326	プロチオコナゾール	0.29	1.2	
327	プロチオホス	0.071	0.002	○
328	プロニカミド	1.9	98	
329	プロパニル	0.42	0.49	
330	プロパモカルブ塩酸塩	7.7	100	
331	プロパルギット又はBPPS	0.26	0.013	○
332	プロピコナゾール	0.5	5.6	
333	プロピザミド	0.5	4.7	
334	プロピロキシメソン	3.7	2	○
335	プロピネブ	未審議	0.21	水産指針値のみ
336	プロピリスルプロン	0.29	0.11	○
337	プロピレングリコールモノ脂肪酸エステル	未審議	0.4	水産指針値のみ
338	プロフェノホス	0.01	0.00077	○
339	プロフエニリド	0.45	0.00016	○
340	プロヘキサジエンカルシウム塩	5.3	93	
341	プロベナゾール	0.2	2.7	
342	プロマシル	0.5	0.27	○
343	プロトキン	0.2	0.00057	○
344	プロトリン	0.7	0.35	○
345	プロモブチド	1	4.8	
346	プロラズム	未審議	0.094	水産指針値のみ
347	プロルピアキシフェンベンジル	210	0.041	○
348	ヘキサコナゾール	0.12	2.9	
349	ヘキサジン	1.3	0.41	○
350	ヘキシチアゾクス	0.74	0.36	○
351	ペノキサラム	1.3	2.3	
352	ペノミル	0.2	0.35	
353	ペラルゴン酸及びペラルゴン酸カリウム塩	設定不要	46	水産指針値のみ
354	ペルトリン	1	0.0017	○
355	ペンシクロン	1.4	1	○
356	ペンジリアデニオン又はペンジリアルミノブリン	1.6	19	
357	ペンズピリモキサチ	0.69	2.2	
358	ペンズルタツブ	0.42	0.2	○
359	ペンズルフロノメチル	5	0.56	○
360	ペンゾピシクロン	0.9	0.34	○
361	ペンゾフェナツブ	0.053	0.37	

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(10/12ページ)

(注)・令和5年3月9日現在(指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準値設定手続中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/l)	水産指針値 (mg/l)	備考 ○：水産指針値よりも低い農薬
362	ペンタナフナトリウム塩又はペンタゾン	2.3	88	
363	ペンチアバリカルブイソプロピル	1.8	8.7	
364	ペンチオピラド	2	0.56	○
365	ペンデイメタリン	3.1	0.14	○
366	ペントキサゾン	6.1	0.0079	○
367	ペンアラカルブ	未審議	0.0099	水産指針値のみ
368	ペンフルフェン	0.53	0.1	○
369	ペンフルラリン又はペスロジン	0.1	0.029	○
370	ペンフレゼート	0.69	21	
371	ホサロン	0.05	0.00073	○
372	ホスカリド	1.1	5	
373	ホスチアゼート	0.05	0.23	
374	ホセチアルミニウム又はホセチル	23	28	
375	ホラムスルプロン	13	97	
376	ホリオキシン複合体	66	0.4	○
377	ホリオキシンD亜鉛塩	190	4	○
378	ホルボット	2.6	0.014	○
379	マラチオン又はマラソン	7.7	0.003	○
380	マレイン酸ドデシルジメチルカルウム	未審議	27	水産指針値のみ
381	マンジプロバミド	1	6.8	
382	マンゼブ	未審議	0.12	水産指針値のみ
383	マンデストロピン	5	1.2	○
384	マンネブ	未審議	0.18	水産指針値のみ
385	シクロタニル	0.63	9.7	
386	ミルバメクチン	0.7	0.01	○
387	メコプロップカリウム塩又はMCPKカリウム塩、メコプロップメチルアミン塩又はMCPMメチルアミン塩、メコプロップイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩	0.47	81	
388	メトリオン	0.07	43	
389	メソミル	未審議	0.015	水産指針値のみ
390	メタアルデヒド	0.58	70	
391	メタノスルプロン	0.71	0.3	○
392	メタフルミゾン	3.1	0.058	○
393	メタミトロン	未審議	6.6	水産指針値のみ
394	メタミホツブ	0.11	0.28	
395	メタムアノモニウム塩(カーバム)及びメタムナトリウム塩(カーバムナトリウム塩)	0.1	0.2	
396	メタラキシール又はメタラキシールM	0.58	95	
397	メチオゾリン	1.8	1.9	
398	メチダチオン又はDMTP	未審議	0.0011	水産指針値のみ
399	メチルイソチオシアネート	0.1	0.055	○

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬 (11/12ページ)

(注)・令和5年3月9日現在 (指針値は改正されたことがありますが、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/l)	水産指針値 (mg/l)	備考 ○：水産指針値よりも低い農薬
400	メチルネトプロロール	66	0.15	○
401	ネキソフェノジド	2.6	3.7	
402	ネコナゾール	0.5	2.1	
403	ネオスルフロキサメチル	未審議	8.7	水産指針値のみ
404	ネプロムロン	未審議	0.31	水産指針値のみ
405	ネミノストロピン	0.42	4.8	
406	ネトラクロール及びS-ネトラクロール	2.5	0.23	○
407	ネトリジン	未審議	0.23	水産指針値のみ
408	ネバニピリム	1.9	0.88	○
409	ネビコートクロロド	7.9	67	
410	ネフエナセット	0.1	0.32	
411	ネフェントリフルコナゾール	未審議	0.53	水産指針値のみ
412	ネフロニル	1	4.2	
413	ネリネート	0.055	5	
414	ネウ化メチル	0.1	未審議	水濁指針値のみ
415	ヨードスルフロキサメチルナトリウム塩	未審議	0.61	水産指針値のみ
416	ランコントリオンナトリウム塩	0.02	100	
417	リニエロン	未審議	0.35	水産指針値のみ
418	リムスルフロロン	未審議	9.8	水産指針値のみ
419	リン化亜鉛	未審議	0.014	水産指針値のみ
420	ルブエヌロン	0.37	0.00041	○
421	レナシル	未審議	0.15	水産指針値のみ
422	レピメクチン	0.53	0.00063	○
423	塩基性塩化銅 塩基性硫酸銅 水酸化第二銅 無水硫酸銅 硫酸銅五水和物	未審議	0.0038	水産指針値のみ
424	塩素酸塩	未審議	79	水産指針値のみ
425	酸化フェンブタスズ	未審議	0.002	水産指針値のみ
426	石灰硫黄合剤	未審議	2.4	水産指針値のみ

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬 (12/12ページ)

(注)・令和5年3月9日現在 (指針値は改正されたことがありますが、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/l)	水産指針値 (mg/l)	備考 ○：水産指針値よりも低い農薬
指針値について				
①水濁指針値 別表 (※) に掲げる農薬については、同表右欄の値を水濁指針値とする。 また、別表に記載のない農薬であっても水濁基準値 (☆) が設定されているものについては、その値の10 倍値を水濁指針値とする。				
②水産指針値 水産基準値 (★) が設定されている農薬について、その値の10 倍値を水産指針値とする。				
※別表が掲載されているウェブサイト (環境省) https://www.env.go.jp/water/dojo/hoyaku/golf_guide_line.html ☆水濁基準値 https://www.env.go.jp/water/dojo/hoyaku/odaku_ki_jun/ki_jun.html ★水産基準値 https://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/ki_jun.html				

【参考資料②】
令和2年3月27日現在
水域の生活環境植物の被害防止の観点から水質調査において注意を要する農薬一覧

農薬によっては、人に被害が生じおそれない排水であっても、水域の生活環境植物に被害が発生するおそれがあるものがあることから、特に水域の生活環境植物被害の未然防止を図るため、ゴルフ場での使用が想定される農薬(芝、樹木、花き)に適用のあるもの)について、水質調査において注意を要する農薬として、

(1)水産指針値が水産指針値よりも小さいもの
(2)近年(H22～29年度)のゴルフ場排水口での水質調査結果のうち、水産指針値を超過するものを農薬一覧として整理した。
この中でも、水産指針値が環境中予測濃度(水産PEC)と近接していることから、指針値を超過しやすかったり、近年の調査で超過事例が見られるものには網掛けをしているので、これらの農薬を使用する際には十分注意するとともに、排水水中の当該濃度の把握に十分努めらるべし。また、水産指針値が未設定のもの(これらまでの水質調査)についても、水産指針値が設定されていない農薬を使用する場合は、ゴルフ場外へ農薬が流出しないよう十分注意するとともに、実態把握に努めらるべし。

(1)水産指針値が水産指針値よりも小さい農薬

一般名	用途	水産指針値 (μg/L)	適用作物			芝	花き	花き基 用い、水産基 準値とPECが 近接(10倍以 内)
			芝	樹木	花き			
1 アクリナリン	殺虫剤	0.052						◎
2 アセキシル	殺草剤	3.9						◎
3 アセキシル	殺虫剤	25	○	○	○	○	○	◎
4 アノキサストロビン	殺菌剤	280	○					◎
5 アバクテン	殺虫剤	0.37						
6 アズメクロム	殺菌剤	36						
7 アメトキサゾン	殺菌剤	64	○					
8 アラクロール	除菌剤	47	○					
9 イネキサチオン	殺虫剤	0.20						◎
10 イブプロカブル又はMPC	殺虫剤	24.00	○					
11 イプロジオン	殺菌剤	1,800						
12 イミダクロプリド	殺虫剤	19	○	○	○	○	○	◎
13 イミダクワジランベルルピル	殺菌剤	27						
14 イミダクワジラン酢酸塩	殺菌剤	27	○	○	○	○	○	◎

一般名	用途	水産指針値 (μg/L)	適用作物			芝	樹木	花き	花き基 用い、水産基 準値とPECが 近接(10倍以 内)
			芝	樹木	花き				
15 イミベンコナゾール	殺菌剤	180	○	○	○	○	○	◎	
16 インドナファン	除菌剤	29	○					◎	
17 イネビロキキサム	殺菌剤	150						◎	
18 エトキサゾール	殺菌剤	15		○	○				
19 エトフェンプロックス	殺菌剤	6.7	○	○	○	○	○	◎	
20 オキサジアルキル	除菌剤	73	○					◎	
21 オキシニル又は有機銅	殺菌剤	18	○	○	○	○	○	◎	
22 カズサホス	殺菌剤	2.5						◎	
23 カフェンストロール	除菌剤	20	○						
24 カルフェンラニオンエチル	除菌剤	130	○					◎	
25 キヤブタン	殺菌剤	26	○	○	○	○	○		
26 クロキシメチル	殺菌剤	160	○	○	○	○	○		
27 クロチアニジン	殺菌剤	28	○	○	○	○	○	◎	
28 クロコニゾル	殺菌剤	970							
29 クラントラニプロロール	殺菌剤	29	○	○	○	○	○	◎	
30 クロピコニゾル	殺菌剤	37	○						
31 クロピコニゾル	殺菌剤	0.46	○					◎	
32 クロコニゾル	殺菌剤	7.0	○	○	○	○	○	◎	
33 クロコニゾル又はTPN	殺菌剤	0.29	○	○	○	○	○	◎	
34 クロコニゾル又はTPN	殺菌剤	80	○	○	○	○	○		
35 シンアゾキサメト	殺菌剤	88	○						

一般名	用途	水産指針値 (μg/L)	水産指針値 (μg/L)	適用作物		花き	花き	花き等に 用い、水産基 準値とPECが 近接(10倍以 下)
				芝	樹木			
36 シアントラニプロール	殺虫剤	18	250	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
37 ジエトフェンカルブ	殺菌剤	9,800	11,000	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
38 シエトフェン	殺虫剤	2.9	1,000	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
39 シロスタリアムロン	除菌剤	35	800	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
40 ジテラフン	殺虫剤	120	5,800	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
41 ジラベンズロン	殺虫剤	4.3	500	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
42 シラメルフェン	殺菌剤	63	2,400	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
43 ジラメルトム	殺菌剤	35	37	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
44 シラメルフェン	殺虫剤	0.67	2,900	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
45 スピロサド	殺虫剤	32	630	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
46 スピロメフェン	殺虫剤	92	580	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
47 ダイアジイン	殺虫剤	0.77	50	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
48 タケハルバネート又はフルバネート	殺虫剤	1.8	100	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
49 チアアロパド	殺虫剤	36	310	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
50 チアトキサム	殺虫剤	35	470	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
51 チウラム又はチラム	殺菌剤	100	200	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
52 チオジカルブ	殺虫剤	27	800	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
53 チオアネートメチル	殺菌剤	1,000	3,000	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
54 チトラジホシ	殺菌剤	60	340	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)

一般名	用途	水産指針値 (μg/L)	水産指針値 (μg/L)	適用作物		花き	花き	花き等に 用い、水産基 準値とPECが 近接(10倍以 下)
				芝	樹木			
55 チトラニプロール	殺虫剤	170	23,000	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
56 テラフェンピラド	殺菌剤	18	210	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
57 テラペンズロン	殺虫剤	3.7	260	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
58 トリコロホル又はHDEP	殺菌剤	1.1	50	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
59 トラロメトリン	殺菌剤	0.063	190	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
60 トリアラリン	除菌剤	240	630	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
61 トリアロキシトロン	殺菌剤	15	1,000	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
62 トリアンピラド	殺菌剤	0.99	140	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
63 ニラピラム	殺虫剤	110	14,000	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
64 ノバルロン	殺菌剤	0.17	290	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
65 ハロスルフロメチル	除菌剤	50	2,600	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
66 ピラフェントリン	殺虫剤	0.058	260	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
67 ピラフルフェン	殺菌剤	8.2	4,500	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
68 ピリダベン	殺菌剤	0.51	100	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
69 ピリダリル	殺菌剤	3.8	740	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
70 ピリチカルブ	除菌剤	100	230	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
74 ピリロキナゾン	殺菌剤	2.7	100	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
72 ピリロキフェン	殺菌剤	75	2,600	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
73 ピリベンカルブ	殺菌剤	600	1,000	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
74 ピリミジフェン	殺菌剤	2.1	39	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
75 ヒロキサスルホン	除菌剤	7.4	500	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
76 フアプロニル	殺菌剤	0.24	5.0	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
77 フロアカルブ又はBPMC	殺菌剤	19	340	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
78 フェンピロキシメト	殺菌剤	3.2	250	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
79 フラスタスルホン	除菌剤	170	300	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
80 フリアジナム	殺菌剤・殺菌剤	93	200	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
81 フリメオキサジン	除菌剤	5.5	470	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
82 フルキサピロキサド	殺菌剤	290	550	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
83 フルキサタミド	殺菌剤	39	220	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
84 フルジオキニル	殺菌剤	770	8,700	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)
85 フルチアニル	殺菌剤	850	63,000	○	○			※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以下)

(2)水濁指針値が未設定の農薬(これまでの水質調査において知見の少ないもの)

一般名	用途	水産指針値 (μg/L)	水濁指針値 (μg/L)	適用作物			注
				芝	樹木	花き	
1 DBEDC	殺虫剤	240	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
2 アオキソニル	殺虫剤	11	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
3 アルラジジ	殺虫剤	1,500	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
4 アラニカルブ	殺虫剤	18	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
5 イマザキ	殺虫剤	96,000	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
6 イマズメ	殺虫剤	6,900	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
7 エアホ	殺虫剤	71,000	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
8 エマメチン	殺虫剤	0.96	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
9 オリザリン	殺虫剤	750	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
10 塩素性塩化銅	殺虫剤	3.8	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
11 塩素性硫酸銅	殺虫剤	3.8	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
12 オキサニル	殺虫剤	2,500	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
13 オキサニル	殺虫剤	23,000	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
14 カルタップ	殺虫剤	160	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
15 クロピクリン	殺虫剤	21,000	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
16 クロピクリン	殺虫剤	0.78	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
17 シンタミド	殺虫剤	6,700	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
18 シンタミド	殺虫剤	21,000	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
19 ジクロロジメトキシ	殺虫剤	250	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
20 ジクロロジメトキシ	殺虫剤	130	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
21 シハロトリン	殺虫剤	0.081	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
22 シハロトリン	殺虫剤	0.061	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
23 シハロトリン	殺虫剤	2,000	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
24 シハロトリン	殺虫剤	9.6	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
26 シハロトリン	殺虫剤	4,100	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
27 シハロトリン	殺虫剤	72,000	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
28 シハロトリン	殺虫剤	19	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
29 シハロトリン	殺虫剤	1,000	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
30 シハロトリン	殺虫剤	18	—	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)

一般名	用途	水産指針値 (μg/L)	水濁指針値 (μg/L)	適用作物			注
				芝	樹木	花き	
86 フルベングアミド	殺虫剤	0.17	980	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
87 フルベングアミド	殺虫剤	58	450	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
88 フルベングアミド	殺虫剤	4.6	1,700	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
89 フルベングアミド	殺虫剤	2.0	71	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
90 フルベングアミド	殺虫剤	0.77	10	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
91 フルベングアミド	殺虫剤	360	740	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
92 ベルメトリン	殺虫剤	1.7	1,000	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
93 ベルメトリン	殺虫剤	1,000	1,400	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
94 ベルメトリン	殺虫剤	560	2,000	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
95 ベルメトリン	殺虫剤	140	3,100	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
96 ベルメトリン	殺虫剤	100	530	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
97 ベルメトリン	殺虫剤	29	100	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
98 マラチオン	殺虫剤	3.0	7,700	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
99 マラチオン	殺虫剤	1,200	5,000	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
100 ミルベメチン	殺虫剤	10	700	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
101 メタフルミジン	殺虫剤	58	3,100	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
102 メタフルミジン	殺虫剤	55	100	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
103 メタフルミジン	殺虫剤	230	2,500	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
104 メタフルミジン	殺虫剤	880	1,900	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
105 S-メトキサロール	殺虫剤	230	2,500	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)
106 レビメチン	殺虫剤	0.63	530	○	○	○	※ 花き等に用い、水産基準値とPECが近接(10倍以内)

注: 指針値は基準値の10倍値である。
 基準値は順次設定され、改正される場合があることから、環状者のホームページにより、随時確認が必要。
 農薬の登録内容は変更される場合があることから、使用に当たっては製品ラベルを必ず確認すること。
 ここで水濁指針値には、指導指針値における(別表)「水濁」に係る暫定指導指針値を指す。

(3) 近年(H22～30年度)のゴルフ場排水口での水質調査結果のうち、水産指針値を超過する農薬

一般名 (超過検体数)	用途	水産指針値 (μg/L)	最高検出値 (μg/L)	適用作物			芝	花き	花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
				芝	樹木	花き			
1 ダイアジノン (9) ※水源の暫定指針値: 50 μg/L	殺虫剤	0.77	10	○	○	○		◎	花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
2 ベルメトリン (1)	殺虫剤	1.7	10	○	○	○		◎	花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
3 イミダクタン・アクトリン (2) ※水源の暫定指針値: 60 μg/L	殺菌剤	27	52	○	○	○		◎	花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
4 アゾキシストロビン (1)	殺菌剤	280	400	○	○	○		◎	花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
5 オキシキン類又は有機錳 (3)	殺菌剤	18	40	○	○	○		◎	花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
6 ピロキサスルホン (9)	除草剤	7.4	50	○	○	○		◎	花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)

注: 超過検体数は、都道府県から環境省に報告のあった調査結果のうち、令和2年3月27日現在の水産指針値を超過する農薬数。
平成30年度調査では、ダイアジノン1件とピロキサスルホン4件で超過の事例があった。

一般名	用途	水産指針値 (μg/L)	水産指針値 (μg/L)	適用作物			芝	花き	花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
				芝	樹木	花き			
31 テフトロリン	殺虫剤	0.064	-	○					花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
32 トリフロキシメチルピロリン	除草剤	280	-	○					花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
33 バルコート・ジクロロピクトン又は バルコート	除草剤	2,400	-	○	○	○			花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
34 ビゼリリ・バクテリウム塩	殺菌剤	12,000	-	○					花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
35 ビリホスメチル	殺菌剤	0.31	-	○	○	○		◎	花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
36 ビレトリン	殺虫剤	14	-	○	○	○			花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
37 フェナリモル	殺菌剤	6,000	-	○					花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
38 フェンチオン又はMPP	殺菌剤	0.87	-	○	○	○		◎	花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
39 フェンバレーレート	殺菌剤	0.42	-	○	○	○		◎	花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
40 フェンプロキサトリン	殺虫剤	15	-	○	○	○			花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
41 プロクロラズ	殺菌剤	3,100	-	○					花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
42 プロピネブ	殺菌剤	210	-	○					花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
43 フロラズラム	除草剤	94	-	○	○	○			花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
44 ペンブアラカルブ	殺虫剤	9.9	-	○	○	○		◎	花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
45 ホスチアゼート	殺菌剤	230	-	○	○	○			花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
46 マンゼブ	殺菌剤	120	-	○	○	○		◎	花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
47 マンホブ	殺菌剤	180	-	○	○	○		◎	花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
48 メソミル	殺菌剤	15	-	○					花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
49 メチダチオン又はDMTP	殺菌剤	1.1	-	○	○	○		◎	花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
50 メトスルフロメチル	除草剤	8,700	-	○					花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
51 ヨドスルフロメチルナトリウム塩	除草剤	610	-	○	○	○			花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
52 リムスルフロリン	除草剤	9,800	-	○					花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
53 レナシル	除草剤	150	-	○	○	○			花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)
54 酸化フェンプロピル	殺菌剤	2	-	○	○	○		◎	花き等に 用い、水産指 針値とPECが 近接(10倍以 内)

注: 指針値は標準値の10倍値である。
基準値は修正設定される場合があることから、環境省のホームページにより、随時確認が必要。
農薬の登録内容は変更される場合があることから、使用に当たっては製品ラベルを必ず確認すること。
指針値に超過する(別表)「水産指針値」が設定されている農薬は除く。

油・薬品・廃液などの流出に注意!

川や海に、誤って油・薬品・廃液等を流す事故が増えています。事故によっては、魚が死んだり、浄水場での取水停止などの影響が出ることもあり、また対策に膨大な費用がかかることもあります。原因の多くは施設の老朽化や、作業中の不注意などによるものです。今一度、事故防止のため、施設の点検、作業手順の確認をお願いします。

～事故事例～

- 次亜塩素酸ナトリウムの保管タンクの部品交換を行うため、次亜塩素酸ナトリウムをタンクから排出した時、作業ミスにより次亜塩素酸ナトリウムが川へ流出し、多量の魚が死んだ。

- 灯油吹き小型ボイラー用のタンクのエア抜きバルブが誤って開いたのに気づかなかつたため、灯油が流出した。
- A重油の地下タンクからサービスタンクへの地下配管に穴が開き、A重油が流出した。



油・薬品・廃液等の流出事故が起きた場合は



直ちに場外への流出防止措置や河川などへの拡散防止措置を行い、関係機関へ連絡してください。

【連絡先】管轄の県厚生環境事務所・支所、市町、消防、警察、県庁など

連絡先(環境関係機関) R5.4.1現在

○ 広島県の各厚生環境事務所・支所

機関名	管轄区域	電話番号(代表)
西部厚生環境事務所環境管理課	大竹市、廿日市市	0829-32-1181
西部厚生環境事務所広島支所	安芸高田市、安芸太田町、北広島町、府中町、海田町、熊野町、坂町	082-228-2111
西部厚生環境事務所呉支所	江田島市	0823-22-5400
西部厚生環境事務所環境管理課	竹原市、東広島市、大崎上島町	082-422-6911
東部厚生環境事務所環境管理課	三原市、尾道市、世羅町	0848-25-2011
東部厚生環境事務所福山支所	府中市、神石高原町	084-921-1421
北部厚生環境事務所環境管理課	三次市、庄原市	0824-63-5181

○ 市町役場

機関名	電話番号	機関名	電話番号
広島市 環境保全課	082-504-2187	呉市 環境試験センター	0823-25-3551
竹原市 市民課	0846-22-2279	三原市 生活環境課	0848-67-6168
尾道市 環境政策課	0848-38-9434	福山市 環境保全課	084-928-1072
府中市 環境整備課	0847-43-7237	三次市 環境政策課	0824-62-6136
庄原市 環境政策課	0824-72-1398	大竹市 環境整備課	0827-59-2154
東広島市 環境先進都市推進課	082-420-0928	廿日市市 生活環境課	0829-30-9132
安芸高田市 社会環境課	0826-42-1126	江田島市 地域支援課	0823-43-1637
府中町 環境課	082-286-3242	海田町 町民生活課	082-823-9219
熊野町 生活環境課	082-820-5606	坂町 環境防災課	082-820-1506
安芸太田町 住民課	0826-28-2116	北広島町 環境生活課	050-5812-1861
大崎上島町 保健衛生課	0846-62-0303	世羅町 町民課	0847-22-4513
神石高原町 健康衛生課	0847-89-3366		

水質汚濁防止法では、工場・事業場の施設の破損等の事故により

- ① 油、有害物質、指定物質※等が海や川などの公共用水域に排出され、
- ② 生活環境等に被害を生ずるおそれがある場合、応急措置を実施し、地方自治体へ届け出るよう規定しています。

※ 指定物質：次亜塩素酸ナトリウム、水酸化ナトリウムなど

詳しくは「県環境情報サイト (ecoひろしま)」をご覧ください。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/eco-e4-kaisei-h22kaisei.html>



問い合わせ先：広島県環境県民局環境保全課(TEL:082-513-2918)